	変更前	変更後
料金メニュー約款	第１条　適用 （省略） なお、料金メニュー約款に定める基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税および地方消費税相当額を含みます。 第４条　契約種別 1.　選択メニュー【エネアークでんき従量電灯 B】 (1)～(3)　(中略) (4)　電気料金 1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 3（燃料費調整）1. (1)によって算定された平均燃料価格が別紙 3（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円（以下単に「X 円」といいます。）を下回る場合は、別紙 3（燃料費調整）3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 3（燃料費調整）1. (1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙 3（燃料費調整）3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。	第１条　適用 （省略） なお、料金メニュー約款に定める基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税および地方消費税相当額（以下「消費税相当額」といいます。）を含みます。 第４条　契約種別 1.　選択メニュー【エネアークでんき従量電灯 B】 (1)～(3)　(中略) (4)　電気料金 1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のそれぞれから消費税相当額を除いた金額の合計（基本料金の割引が適用される場合は、消費税相当額を除いた基本料金から消費税相当額を除いた割引額を割引くものとします。）に対し、消費税相当額を加えることで算定するものとします。合計とします。ただし、電力量料金から消費税相当額を除いた金額は、別紙 3（燃料費調整）1. (1)によって算定された平均燃料価格が別紙 3（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円（以下単に「X 円」といいま

(a) 基本料金

基本料金は、本約款13（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流30アンペア	737円01銭
契約電流40アンペア	982円68銭
契約電流50アンペア	1,228円35銭
契約電流60アンペア	1,474円02銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120ｷﾛﾜｯﾄ時までの1ｷﾛﾜｯﾄ時につき	22円24銭
120ｷﾛﾜｯﾄ時をこえ300ｷﾛﾜｯﾄ時までの1ｷﾛﾜｯﾄ時につき	25円30銭
上記超過1ｷﾛﾜｯﾄ時につき	25円50銭

す。）を下回る場合は、以下に定める電力量料金に消費税相当額を除いた金額から別紙3（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額に消費税等相当額を除いた金額を差し引いたものとし、別紙3（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、以下に定める電力量料金に消費税相当額を除いた金額から別紙3（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額に消費税等相当額を除いた金額を加えたものとします。

(a)　基本料金

基本料金は、本約款13（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流30アンペア	812円19銭
契約電流40アンペア	1,082円92銭
契約電流50アンペア	1,353円65銭
契約電流60アンペア	1,624円38銭

(b)　電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	2.　選択メニュー【エネアークでんき従量電灯C】 (1)～(3)　(中略) (4)　電気料金 1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙3（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、別紙3（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙3（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙 3（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。 (a)　基本料金 基本料金は、本約款13（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	120ｷﾛﾜｯﾄ時までの1ｷﾛﾜｯﾄ時につき　22円09銭 120ｷﾛﾜｯﾄ時をこえ300ｷﾛﾜｯﾄ時までの1ｷﾛﾜｯﾄ時につき　25円12銭 上記超過1ｷﾛﾜｯﾄ時につき　25円33銭 2.　選択メニュー【エネアークでんき従量電灯C】 (1)～(3)　(中略) (4)　電気料金 1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金それぞれから消費税相当額を除いた金額の合計（基本料金の割引が適用される場合は、消費税相当額を除いた基本料金から消費税相当額を除いた割引額を割引くものとします。）に対し、消費税相当額を加えることで算定するものとします。ただし、電力量料金から消費税相当額を除いた金額は、別紙3（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、以下に定める電力量料金に消費税相当額を除いた金額から別紙 3（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額に消費税等相当額を除いた金額を差し引いたものとし、別紙3（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、以下に定める電力量料金に消費税相当額を除いた金額から別紙 3（燃料費調整）3.によって算定され

		た燃料費調整額に消費税等相当額を除いた金額を加えたものとします。

契約容量6キロボルトアンペア	1,474円02銭
上記超過契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	245円67銭

(b)　電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120ｷﾛﾜｯﾄ時までの1ｷﾛﾜｯﾄ時につき	22円24銭
120ｷﾛﾜｯﾄ時をこえ300ｷﾛﾜｯﾄ時までの1ｷﾛﾜｯﾄ時につき	25円30銭
上記超過1ｷﾛﾜｯﾄ時につき	25円50銭

附　　　則

　この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2023年5月1日より実施します。

た燃料費調整額に消費税等相当額を除いた金額を加えたものとします。

(a)　基本料金

基本料金は、本約款13（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量6キロボルトアンペア	1,624円38銭
上記超過契約容量1キロボルトアンペアにつき	270円73銭

(b)　電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120ｷﾛﾜｯﾄ時までの1ｷﾛﾜｯﾄ時につき	22円09銭
120ｷﾛﾜｯﾄ時をこえ300ｷﾛﾜｯﾄ時までの1ｷﾛﾜｯﾄ時につき	25円12銭
上記超過1ｷﾛﾜｯﾄ時につき	25円33銭

附　　　則

　この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2024年6月1日より実施します。